

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">JA キャッシュカード規定兼 JA ローンカード規定</p> <p>1 カードの利用</p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金について発行した JA キャッシュカード、貯蓄貯金について発行した JA キャッシュカードおよび JA カードローンについて発行した JA ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>同一名義で当組合に開設された全ての貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</u></p> <p>ただし、カードローン、営農ローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定、営農ローン約定のある場合に限りします。</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローン、営農ローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② 当組合<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローン、営農ローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p> <p>③ ④ （省略）</p> <p>⑤ <u>当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合</u></p> <p>⑥ <u>当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u></p> <p>⑦ その他当組合所定の取引をする場合</p> <p>2 入金</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限りします。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りします。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(3) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p>3 払戻し</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの</p>	<p style="text-align: center;">JA キャッシュカード規定兼 JA ローンカード規定</p> <p>1. <u>(カードの利用)</u></p> <p>普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金について発行した JA キャッシュカード、貯蓄貯金について発行した JA キャッシュカードおよび JA カードローンについて発行した JA ローンカード（キャッシュカード）（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</u></p> <p>ただし、カードローン、営農ローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定、営農ローン約定のある場合に限りします。</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>および</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>(追加)</u>カードローン、営農ローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② 当組合<u>および</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>(追加)</u>カードローン、営農ローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p> <p>③ ④ （省略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤ その他当組合所定の取引をする場合</p> <p>2. <u>(貯金機による入金)</u></p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限りします。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限りします。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3. <u>(支払機による払戻し)</u></p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの</p>

改正後	改正前
<p>払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p><u>4 振込機による振込</u> 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したがって</u>、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5 自動機利用手数料等</u> (省略)</p> <p><u>6 代理人による預入れ・払戻しおよび振込</u> (省略)</p> <p><u>7 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い</u> (省略)</p> <p><u>8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入</u> (省略)</p> <p><u>9 本人確認</u> (1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u> (2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u> (3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u> (4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u></p> <p><u>10 カード・暗証の管理等</u> (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p>	<p>払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4. (振込機による振込)</u> 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従って</u>、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5. (自動機利用手数料等)</u> (省略)</p> <p><u>6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u> (省略)</p> <p><u>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (省略)</p> <p><u>8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u> (省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>9. (カード・暗証の管理等)</u> (1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。(9 本人確認 (1)へ移記)</u> (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>当組合または提携組合が、前記 9 の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11 および 12 に定める場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。</p> <p><u>11</u> 偽造カード等による払戻し等 (省略)</p> <p><u>12</u> 盗難カードによる払戻し等 (省略)</p> <p><u>13</u> カードの紛失、届出事項の変更等</p> <p>(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>およびタブレット等</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p><u>14</u> カードの再発行等 (省略)</p> <p><u>15</u> 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 (省略)</p> <p><u>16</u> 解約、カードの利用停止等 (省略)</p> <p><u>17</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p><u>18</u> 規定の適用 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。</p> <p><u>10.</u> <u>(偽造カード等による払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>11.</u> <u>(盗難カードによる払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>12.</u> <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u></p> <p>(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>(追加)</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>(追加)</u>の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p><u>13.</u> <u>(カードの再発行等)</u> (省略)</p> <p><u>14.</u> <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (省略)</p> <p><u>15.</u> <u>(解約、カードの利用停止等)</u> (省略)</p> <p><u>16.</u> <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p><u>17.</u> <u>(規定の適用)</u> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">ICカード規定</p> <p><u>1. カードの利用</u></p> <p>(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>同一名義で当組合に開設された全ての</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローン、営農ローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定、営農ローン取引約定のある場合に限りします。</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローン、営農ローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② 当組合<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、</u>カードローン、営農ローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p> <p>③ ④ （省略）</p> <p><u>⑤ 当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合</u></p> <p><u>⑥ 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u></p> <p><u>⑦ その他当組合所定の取引をする場合</u></p> <p><u>2. 入金</u></p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限りします。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(3) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p><u>3. 払戻し</u></p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。</p>	<p style="text-align: center;">ICカード規定</p> <p><u>1. (カードの利用)</u></p> <p>(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、営農貯金、貯蓄貯金およびJAカードローン（キャッシュカード）について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、<u>それぞれ当該</u>貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>ただし、カードローン、営農ローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定、営農ローン取引約定のある場合に限りします。</p> <p>① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>および</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>(追加)</u>カードローン、営農ローンの貸越の返済、普通貯金、営農貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>② 当組合<u>および</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>(追加)</u>カードローン、営農ローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p> <p>③ ④ （省略）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>⑤ その他当組合所定の取引をする場合</u></p> <p><u>2. (貯金機による入金)</u></p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限りします。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3. (支払機による払戻し)</u></p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p><u>4 振込機による振込</u> 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5 自動機利用手数料等</u> (省略)</p> <p><u>6 代理人による預入れ・払戻しおよび振込</u> (省略)</p> <p><u>7 貯金機・支払機・振込機故障時等の取<u>り</u>扱い</u> (省略)</p> <p><u>8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入</u> カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額<u>および</u>振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。</p> <p><u>9 本人確認</u> (1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u> (2) <u>カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u> (3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u> (4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u></p> <p><u>10 カード・暗証の管理等</u> (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p>	<p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4. (振込機による振込)</u> 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5. (自動機利用手数料等)</u> (省略)</p> <p><u>6. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</u> (省略)</p> <p><u>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (省略)</p> <p><u>8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u> カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、<u>振込</u>手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>9. (カード・暗証の管理等)</u> (1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。(9 本人確認(1)へ移記)</u> (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じま</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>当組合または提携組合が、前記 9 の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11 および 12 に定める場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。</p> <p><u>11</u> 偽造カード等による払戻し等 (省略)</p> <p><u>12</u> 盗難カードによる払戻し等 (省略)</p> <p><u>13</u> カードの紛失、届出事項の変更等</p> <p>(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>およびタブレット等</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p><u>14</u> カードの再発行等 (省略)</p> <p><u>15</u> 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 (省略)</p> <p><u>16</u> 解約、カードの利用停止等 (省略)</p> <p><u>17</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p><u>18</u> 規定の適用 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>す。 <u>(追加)</u></p> <p>(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。</p> <p><u>10.</u> <u>(偽造カード等による払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>11.</u> <u>(盗難カードによる払戻し等)</u> (省略)</p> <p><u>12.</u> <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u></p> <p>(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>(追加)</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>(追加)</u>の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p><u>13.</u> <u>(カードの再発行等)</u> (省略)</p> <p><u>14.</u> <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (省略)</p> <p><u>15.</u> <u>(解約、カードの利用停止等)</u> (省略)</p> <p><u>16.</u> <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u> カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p><u>17.</u> <u>(規定の適用)</u> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">法人用 IC カード規定</p> <p><u>1</u> カードの利用 (省略)</p> <p><u>2</u> 貯金機による入金 (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>3</u> 支払機による払戻し (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。 (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>4</u> 振込機による振込 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5</u> 自動機利用手数料等 (省略)</p> <p><u>6</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込 (省略)</p> <p><u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取<u>り</u>扱い (省略)</p> <p><u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入 (省略)</p> <p><u>9</u> カード・暗証の管理等 (省略)</p> <p><u>10</u> 偽造カード等による払戻し (省略)</p>	<p style="text-align: center;">法人用 IC カード規定</p> <p><u>1.</u> <u>(カードの利用)</u> (省略)</p> <p><u>2.</u> <u>(貯金機による入金)</u> (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。 (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>3.</u> <u>(支払機による払戻し)</u> (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。 (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。 (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>4.</u> <u>(振込機による振込)</u> 振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p><u>5.</u> <u>(自動機利用手数料等)</u> (省略)</p> <p><u>6.</u> <u>(代理人による入金・払戻しおよび振込)</u> (省略)</p> <p><u>7.</u> <u>(貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u> (省略)</p> <p><u>8.</u> <u>(カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u> (省略)</p> <p><u>9.</u> <u>(カード・暗証の管理等)</u> (省略)</p> <p>10. (偽造カード等による払戻し) (省略)</p>

改正後	改正前
<p><u>11</u> 盗難カードによる払戻し (省略)</p> <p><u>12</u> カードの紛失、届出事項の変更等 (1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。 (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機を使用するものとします。</p> <p><u>13</u> カードの再発行等 (省略)</p> <p><u>14</u> 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 (省略)</p> <p><u>15</u> 解約、カードの利用停止等 (省略)</p> <p><u>16</u> 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p><u>17</u> 規定の適用 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>11. (盗難カードによる払戻し) (省略)</p> <p><u>12. (カードの紛失、届出事項の変更等)</u> (1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。 (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) 代理人カードの暗証については、届出の法人のほか、届出の法人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機を使用するものとします。</p> <p><u>13. (カードの再発行等)</u> (省略)</p> <p><u>14. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (省略)</p> <p><u>15. (解約、カードの利用停止等)</u> (省略)</p> <p><u>16. (譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p><u>17. (規定の適用)</u> (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">JA カード（一体型）規定</p> <p><u>1.</u> JA カード（一体型） （省略）</p> <p><u>2.</u> JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止 （省略）</p> <p><u>3.</u> JA カード（一体型）の取り扱い (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に<u>したが</u>って、IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。</p> <p>(2) (3)（省略）</p> <p><u>4.</u> 有効期限 （省略）</p> <p><u>5.</u> JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担 （省略）</p> <p><u>6.</u> 届出事項の変更 （省略）</p> <p><u>7.</u> JA カード（一体型）の機能分離等 （省略）</p> <p><u>8.</u> JA カード（一体型）の種別変更等 （省略）</p> <p><u>9.</u> クレジットカード機能の利用停止等と返却 （省略）</p> <p><u>10.</u> カードの再発行等 （省略）</p> <p><u>11.</u> 店舗統廃合 （省略）</p> <p><u>12.</u> 情報の管理および同意 （省略）</p> <p><u>13.</u> 規約および規定の準用 （省略）</p> <p><u>14.</u> 「本規定」の変更 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">JA カード（一体型）規定</p> <p><u>1.</u> <u>(JA カード（一体型）)</u> （省略）</p> <p><u>2.</u> <u>(JA カード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止)</u> （省略）</p> <p><u>3.</u> <u>(JA カード（一体型）の取り扱い)</u> (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において JA カード（一体型）を利用する場合は、JA カード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に<u>従</u>って、IC キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。</p> <p>(2) (3)（省略）</p> <p><u>4.</u> <u>(有効期限)</u> （省略）</p> <p><u>5.</u> <u>(JA カード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担)</u> （省略）</p> <p><u>6.</u> <u>(届出事項の変更)</u> （省略）</p> <p><u>7.</u> <u>(JA カード（一体型）の機能分離等)</u> （省略）</p> <p><u>8.</u> <u>(JA カード（一体型）の種別変更等)</u> （省略）</p> <p><u>9.</u> <u>(クレジットカード機能の利用停止等と返却)</u> （省略）</p> <p><u>10.</u> <u>(カードの再発行等)</u> （省略）</p> <p><u>11.</u> <u>(店舗統廃合)</u> （省略）</p> <p><u>12.</u> <u>(情報の管理および同意)</u> （省略）</p> <p><u>13.</u> <u>(規約および規定の準用)</u> （省略）</p> <p><u>14.</u> <u>(「本規定」の変更)</u> （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

この規定は、2025年6月1日から実施する。